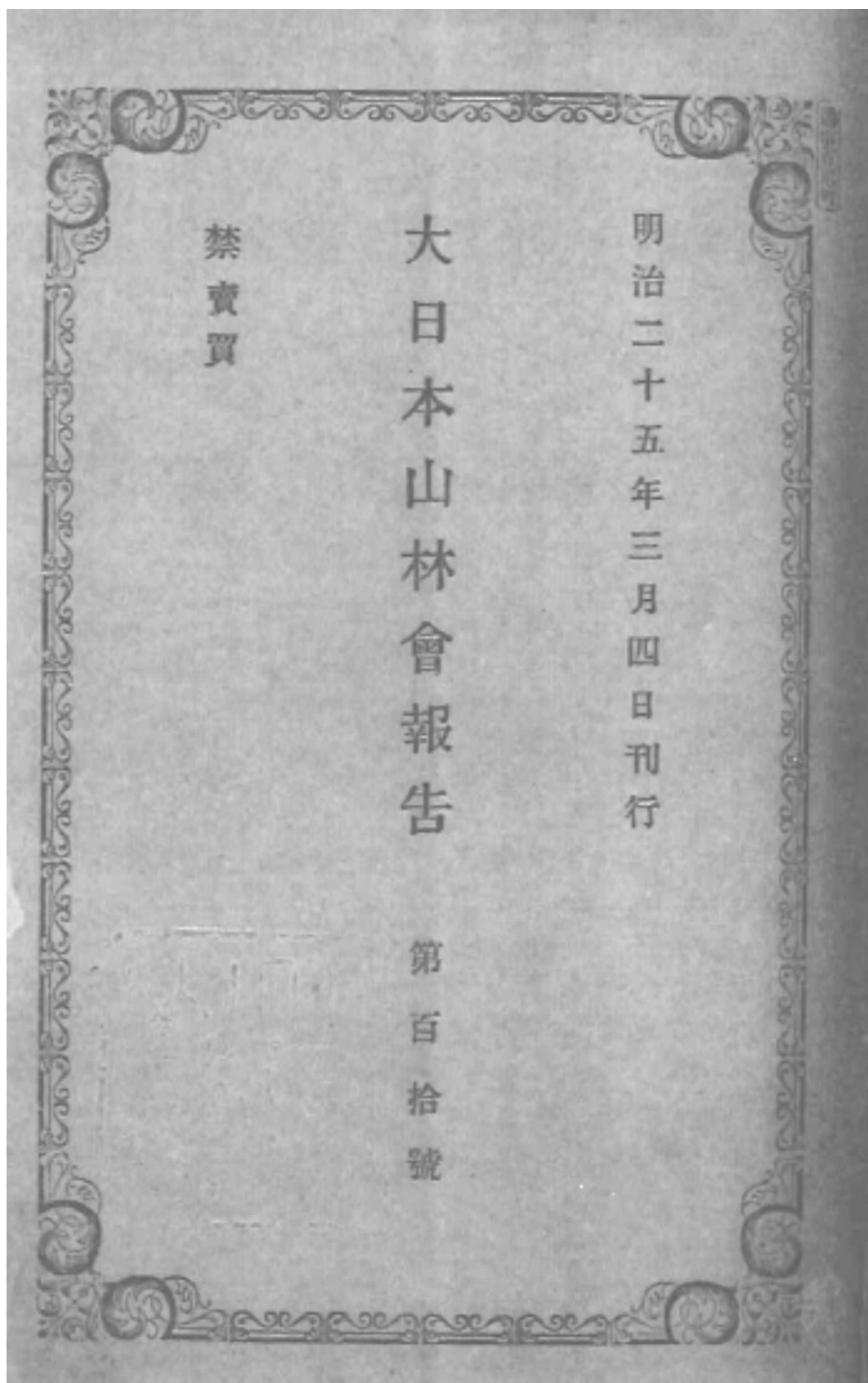


青森ヒバと秋田スギの美林誘導プロジェクト
～日本三大美林温故知新～

資料編

【公益社団法人 大日本山林会所蔵】



ニ余ノ論ズル所モ概シテ官林ノ状況ナリトス此等森林ノ種類ヲ大別スレバ針葉樹
林 闊葉樹林 及ビ二種ノ混淆林ニシテ闊葉樹林大凡七八分ヲ占メ混淆林ハ此針闊二
林ノ間ニ挟在セルモノナリ又其成立タル大概天然林ニシテ今日ノ長林ナルモノハ
此天然林ニ多少ノ人功ヲ加ヘテ以テ改良セシ所ノモノトス
五縣下中秋田青森ハ最も長林ニ富メリ即チ秋田ノ杉青森ノ羅漢柏ハ實ニ顯著ナル
モノニシテ之ニ加フルニ水宮ノ扁柏ヲ以テスルトキハ以テ我國ノ三大森林ト號稱
スルヲ得ベキモノトス岩手宮城山形モ亦森林ニ匪シカラズト雖モ其利用ニ適ス
ルモノハ口ニ濫伐ノ爲メニ荒廢ニ歸シ殘存セル所ノモノハ大抵深山斧斤ノ入ラザ
ル闊葉樹林ノミ故ニ利用ニ適スル長林ハ蓋シ僅少ニシテ大森林ト稱スベキモノハ
各縣總クニ二三ニ過キズ今次ニ此五縣下ニ於ケル森林ノ種類配置其他一切ノ状況
ヲ一々分説セントス註。其述ル所ノ地方ノ順序ハ余輩ガ旅行セシ次第ニ據ルナリ

(未完)

○北海道ノ林木ニ代テ(小森會)

特別會長 梁田 政 輔

私ハシテ本會ニ參會致シマセンノテ諸君ノ中ニモ今日初メテノ御方ガ多ク

【公益社団法人 大日本山林会所蔵】

(行發回一月每)(可認物便郵種三第日六十月一年七廿治明)

大日本山林會報

號六十二百二第
行刊日五十月十年四十三治明

次 目

- ◎寫眞版數葉
- ◎大日本山林會第十四回總會并有功章贈與式記事
- ◎大日本山林會第十四回總會演說筆記
- 青森縣の森林……特別會員林學士 道家 充之君演說 一八
- 衛生上より植物を觀察して光線の作用を論ず
- 森林行政一斑……特別會員 醫學士 竹中 成憲君演說 二七
- 林政一斑……衆議院議員 醫學士 田中 喜代次君演說 三一
- 森林觀察旅行に就ての注意……特別會員 醫學士 工藤 行幹君演說 三六
- 熊野の林業……特別會員 林學士 後藤 房次君演說 四三
- 伐木運材の官行事業と民業……特別會員 醫學士 佐々木 米三郎君演說 五三
- 將來に於ける木材の需要供給を論ず……特別會員 林學士 仙田 桐一郎君演說 六一
- 森林と鐵道……特別會員 林學士 川瀬 善太郎君演說 七二
- 林業の進歩を就し併せて望蜀の感を述ぶ……特別會員 醫學士 石川 石代君演說 八四
- 木材に藥液を浸潤する新法……特別會員 醫學士 高橋 琢也君演說 九〇
- 北海道造林會社の事業に就ての注意……特別會員 林學士 志賀 泰山君演說 一〇一
- 地方林政に就て……特別會員 林學士 齋藤 仁武君演說 一〇六
- 日本の林業に就て……特別會員 林學士 白 藤 音作君演說 一一七
- 外國樹種の造林……特別會員 林學士 本多 靜一君演說 一二九
- 森林副産物としての黄連……特別會員 林學士 本多 靜一君演說 一三九
- 内務部國有森林視察旅行記
- 大日本山林會第十四回總會へ寄付金決算○同會員入夫寄付者姓名
- 同出席者姓名○森林視察旅行者姓名○同總會へ陳列品目錄
- ◎商況 明治卅四年七月中央森林關係產物輸出入港別表

大日本山林会報第二百二十六號

尙ほ終りに蒞んでチヨツと申したいことがあります、此青森縣のヒバの林と云ふものは木曾の扁柏、秋田の杉と共に本邦三大美林の中に數へられて居る、最も青森のヒバは天然林であるから極く不規則に生へて居る、奈良などの人造林のやうではない、古い木もあれば若い木もあるやうになつて居る、極く小さな陸樹であつて日光に當らぬでも耐える木であるから下に枝が落ちないで澤山着いて居る、それで杉のやうなものは日光に當らぬ所は枝が落ちますから下から見ると立派であります、青森のヒバは杉から比ぶると立派でない、尙ほ今日はマダ手が十分届かぬから林相が美になつて居らぬ、極く粗末で見苦しい、併ながら青森のヒバが三大美林として誇る所は天然林の大面積と、殊にヒバの木の性質が殆ど扁柏に劣らぬ立派な木とである、此ヒバが一般に擧つて居る所が美事なのである、尙ほ之に就ては森林旅行をして御覽になり、或は後藤林學士が森林旅行の説明をされますからそれで分ります

斯の如くに青森縣の森林は日本の大美林として立派であるのは無論是まで交通が不便であり、或は人口が少い爲に濫伐の弊を免かれた結果で今日立派であるが、能く本に廻つて考へて見ると、津輕藩或は南部藩の林政が整つて居つたのである、殊に津輕藩の林政は最も有名な立派なものであります、今津輕藩公が此青森縣の森林に十分意を注いだ一例を舉れば丁度天和の頃……即ち二百年前青森の英主と言はれた津輕信政公の舊記に斯う書いてある、「我一門に對して大切な事三つあり、第一は家運、第二は土佐守、第三は山なり、此三つが一番大切である、此家運嫡子などは誰も知つて居るが、第三の山には意味がある、人は五行を以て立つて居る、今日五行を缺けば一日片時も立たざるなり、其中火は第一なり、火は獨で立たぬ、木に由て立つ、木は人の身體なり、木の大きくなるのは心を用ゐるに

大日本山林会報第二百二十六號

り、斯う云ふ御意でありました、山は三つの中で最も大切なものである、斯の如くに舊來津輕藩公は深く意を森林に用ゐられたものである、それは時々盛衰もありましたらうが、兎に角大體林政に就ては意を用ゐたものであります、それが爲に今日三大美林として誇る森林が存在して居るのである、今日諸君が是だけ御集りになつたのも津輕藩公の御蔭である、又青森縣は米の收穫が七十四萬石あるが、此米も全く津輕藩公の御蔭である、今の藩主の金言の中には森林の直接の利益のみにては其間接の効能は擧げてないが、兎に角二百年前の藩公が斯の如く森林を大切にされたのは餘程卓見であります、我々青森の森林に従事する者は深く藩祖の金言に就て十分意を用ゐて森林を保護し改良して需用の途を開き、さうして青森縣の森林をして歐羅巴諸國のやうに一町歩十圓の純收入があるやうにして國家の一大富源にしたいと考へます、斯の如くに青森縣の森林を改良し需用の途を開き國家の一大富源とするに就ては特別經營を十分やつて行かねばならぬ、マダ私は御話をしたいこともありますが時間もございませぬから是で御免を蒙ります(拍手)

衛生上より植物を觀察しての光線の作用を論ず

醫學士 竹中成憲君演説

私は竹中成憲と申しまして當地の公立病院長でございますが、醫學以外に就て何も知つたこともございせぬ、今日の如き御盛會に御話するのは如何と存じましたが、後藤林學士からタツと云ふので植物が、衛生上に関して居ることを少しばかり御話致さうと考へます、斯う云ふ席では成るべく短いのを

第五章 將來施業法

附記 國境附近ノ林況

二

六二

六三

南部樺太森林調査書 (昭和三十一年)

第一章 森林調査ノ區域及其計畫

森林調査ハ本島ノ森林ニ於テハ將來施業法ノ基礎ヲ作ルノ目的ヲ以テ其位從林況視面觀察ヲ簡易迅速ニ調査スルヲ旨トシ本年東海岸マスエコリ西海岸クシニンナイヲ選擇スル線ヨリ以テ全島ヲ分テテ五區ニ大別シ五組ノ調査員ヲ組織セリ其各組ノ分擔區域(別紙圖面參照)左ノ如シ

區	別	方	面
V	IV, III, II	アニア灣内	
		ミツリヨリアガ及クラシミロアガ方面	
		ガムキノカラエコエ及ナイアガ方面	
		東海岸 シントコトヨリマスエ迄	
		西海岸 ノトロコリクシニンナイ迄	

附 國境附近

備考 五組ノ分擔區域ハ各組悉ク決定期間ヲ以テ調査ヲ了セシト雖細リ第五區ハ海岸線距離ニ互シカガ故ニ第三區調査員ヲシテ其一半ヲ分擔セシメ國境附近ノ森林ニ關シテハ日露國

以上ノ成績ニ依テ之ヲ觀ルトキハ國產區内ノ面積ハ巨三十三萬町歩ニシテ其中未立木地ヲ除クトキハ現在ノ生立木地百二十六萬三千餘町歩ナリ材積ハ針葉樹三億九千六百九十三萬尺ハ闊葉樹二十一億七十一萬柳條ナルモ將來沿岸ノ養伐地ト爲スヘキ區域約五割ト見積リ尙左ノ利用面積及材積ヲ得ヘシ

- 一、面積六十三萬町歩
- 二、材積一億九千八百四十六萬尺ハ
五百八十五萬五千柳條
換算尺ハ合計二億三千三百五十九萬尺ハ

假リ一百年ノ輪伐期トセバ年伐額ハ二百三十三萬尺ハノ多キニ過ス

第四章 利用上ヨリ觀タル本邦内地森林トノ比較

調査區域内ノ森林ハ略測面積百三十三萬町歩ニシテ之ヲ本邦内地森林ニ比較スレバ青森縣國有林全面積ノ凡二倍ニ相當ス次ニ森林配置ノ狀態ノ相似ナル點ヲ舉クレバニアラザル内コルゴロノ青森縣内青森市ニ據セバハリネトク、ホエナ、イ、カリカス、ライトヤリ、ノトロハ以テ内眞部後海長科嶺田中館脚ニアラタリ、知床脚ノ半島、以テ田名部及大間岬(以上北半島ト稱ス)ニ比較スルヲ得ヘシシエトカ、以西ノ森林ノ佳良ナルハ内眞部以西ノ美觀ニ劣ラズ下北半島森林ノ比較的ニ劣リシテ利用ノ途未ダ開ケタルハ恰モアラタリ、トナナイチチチ地方ノ選獲不便ニシテ利用スルコト克ハサルト相似シテ青森灣

外三陸地方森林ノ豐富ニシテ輸出ノ便アルハ西海岸トナナイチチチ、ノダチン、オゴロキ地方一帯ニ於ケル良林ヨリ海外輸出ニ便ナルニ比スヘク海陸地方ノ漁村配置ノ有様等ハ彼ニ在ラハ永久ノ居住ナルト此ニ在ラハ一時的ナルト處ノ大小ニ相違アリト雖天然ノ配置ハ甚々相似タルモノアリ其他伐木事業ノ彼ニ在ラハ冬季盛ニ行ハルモト本島ニ於テモ亦之ヲ實行スルヲ得ヘク冬季ノ除雪ト雖伐木事業ヲ完全ニ行フノ實益ハ冬季已ニ之ヲ得タリ是等諸般ノ關係頗ル類似ノ點多シ茲ニ本邦三大森林ノ一ナル青森ノ森林ト比較ヲ取リタルハ彼ハ已ニ内外國人ノ常ニ注目スル所ナルヲ以テ本島森林ヲ説明スルニ於テ種々適切ナルヲ指シタレハナリ

青森ハ青森相瀧相(林)ヲ以テ有名ナル所ニシテ秋田ノ杉林木曾ノ五木林(ヒノキ)「ウララ」(金松)「ヒバ」(樺)ト并ニ稱シテ本邦ノ三大森林トシテ青森森林中最モ著名ナルハ内眞部(青森ノ西方三里餘)地方ニシテ内眞部ヨリ凡二里ニシテ嶺田中館脚山頂ニ發端セバ四陣敷里ノ間皆皆、樹高トシテ林相ノ優メテ良好ナルモノアリ故ニ内外國人ノ青森ヲ通過スル者ハ眞接森林事業ニ關係アルト否トニ拘ラズ此美觀ヲ嘆稱セラル者蓋シ耶ナリ此森林ト對比シテ少シモ特色ナキハリネトク河川流域森林是ナリ若シウララシミロフカヨリヤウカカ街道ニ入り清水降(アネトク河上流二十里管出幅十八間)ノ島橋ヲ渡リ約二里ニシテ海拔二百四十米ノ館ニ登リ四方ヲ展望スルトキハ樺松ノ密林遠ク十數里ニ亘リ深淵トシテ際涯ナク質ニ身ハ林ノ海ニ在ルカ如ク天下何者ヲ壯觀ク免ク之ト比肩シ得ヘキ然レトモ今ハ草創ノ時

明治四十年二月九日印刷
明治四十年二月十日發行

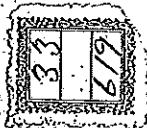
樺太民政署

東京市京橋區築地二丁目二十番地

印刷人 河本龜之助

東京市京橋區築地二丁目廿一番地

印刷所 株式會社四光社



種上に關しては坪井博士鳥居龍造氏の指教を受け、其の他書中の語格及び事實の修正等に就きて知人諸氏特に黒澤教一氏の助力を受けたる處寡からず茲に謹みて右諸氏の好意を謝す。但余の不敏なる尙或は事實の誤謬、記事の過不足等を免かれざるべし。大方諸士之が指摘の勞を惜まらずんは幸甚。

明治三十四年十二月

著 者 識

例言

三

小野正美著 日本之部



新地理

東京 六盟館藏版

稀疎にして、耕地よく開けざるを以て、農産は豊なりと云ふを得ず。米は宮城・福島の兩縣に最多し。桑樹は、福島縣を第一とす。従つて蠶業最盛にして蠶絲繭蠶卵紙等の産出夥し。○牧業には馬の畜養最盛に行はれ、南部・三春の産は特に良種を以て古來其の名高し。○森林は各地に繁茂すれども、特に陸奥の羅漢・柏林・羽後の杉林は、中央區なる木曾の扁柏林と共に、本邦の三大美林と稱せらる。○鐵産に富めるは、本區の特色にして、特に秋田縣を第一とす。秋田は、金銀銅硫黃等の産出少からざるも特に多きは銀にして、實に本邦中第一に位し、全國總産額の過半を占め、銅は、栃木・愛媛の産額に亞ぐ、其の他釜石の鐵鑛・磐城の石炭・牛田の銀等最重要なり。硫黃は、一般に産すれども、陸奥の恐山

を最とす。○沿海は、到る處漁利多く、特に岩手・青森兩縣の近海尤著名なり。○工業は、機業の外、擧ぐべきもの少し。機業の最盛なるは、山形・宮城の兩縣にして、米澤・織仙・臺平・八橋織等の各世に高し。陶漆器は、會津・燒會津塗の産最多し。

乙 西部

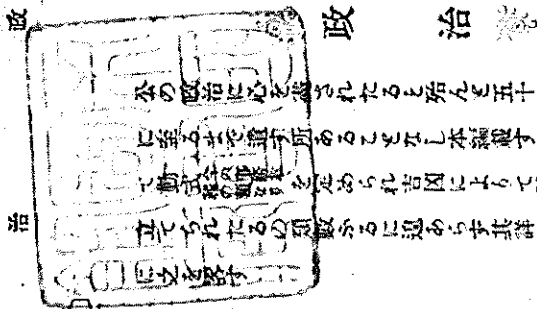
西部は、地勢と便宜とに基き、之を近畿・中國・四國・九州の四區に分つ。

近畿區

當城は、山城・大和・河内・和泉・攝津の畿内五國を中心とし、地勢上、近江・紀伊・三重縣に屬する小部を除くの一國と、縣域上、丹波・丹後・但馬・播磨及び淡路の五國を含む現時、之を左の數府縣に分轄す。

津輕信政公事績

菊池元衛編
男 武徳校



治

政治

公の政治に心を盡されたるは殆んど五十年に亘れり上は文物典章より下は農工の細事に
 至るまで靡たし本編載する所のもの僅に其一斑を擧るのみ其官職に従
 て勲賞の類を記すを以てあらはれ其由によりて禮式を設けられ或は諸書付の様式勲賞の類を
 立てられたるの類數ふるに違ふらず其詳なる者は御筆帳又は御規式帳等あるを以て按

一 英文化元年六月廿一日諸法度之書付被仰渡

諸法度

- (一) 一 不論貴賤、父母兄弟孝友之輩及節婦等於有之は郡奉行、町奉行、目付方より見及聞及次第、急

産 業

産

業

(三〇三)

- 〔一〕信政公御意に我等一分に對し大切と思ふ事三ツあり第一に家運なり第二に土佐守(魂)也第三に山なり家運獅子迄は誰も氣の付く事もあるべし第三山といふには意味のある事也仔細は人は五行を以立つ也今日の上にも五行一つ缺ては日用片時も不立もの也其内にも火は第一也然るに火は獨り立たず木によりて立つもの也されば木は人の靈の第一なり此木の出る處は山也木の多くなる事は心を用ゆるにあり然るに火は形なきものにて木によらざれば立事なしされば木なくして求め難きものは火也其外家財家居木の用舉て數へ難し就て木の不足なきよかにするは山なり山を大切にするは庶民性命を保つ事の元なれば山を大切に思ふとの御意なり又別して其奥の地は寒氣猛烈なる故山林に深く心を用ふれば成不難し後世に至るまで上下能々山林に心を用ゆへし也
- 〔二〕中師村、相内村、蓮田村、後島村、願邊地等の山林場所を限り樅木伐採を禁せらる
- 〔三〕寛文三年三月出町四郎右衛門、一戸林兵衛、三浦十兵衛、關徳兵衛、三浦左五衛門申立杉村野山中、北は木戸口坂荷越澤小手坂田、東は長澤山道切、南は杉村熊野林切願邊久右衛門派立の外かいて御派立に仕度屋敷は寛軒に付拾五間に貳拾間に被下度三年の年争過き申上候寛軒より奥綿二

平成25年度
森林及び林業の動向

平成26年度
森林及び林業施策

第186回国会（常会）提出

2. 我が国の森林整備を巡る歴史

我が国では、過去に過剰な伐採による森林の荒廃を経験したものの、伐採跡地等への植栽、保育、間伐等の森林整備の努力により、その回復を図ってきた。戦後の森林整備は、主な施業が植栽、保育、間伐と変遷する中で、森林に対する国民の要請は内外の情勢の変化の中で多様化してきた。

以下では、我が国の森林整備を巡る歴史について、森林に対する国民の要請と森林整備の課題の変遷に焦点を当てながら記述する。

(1) 戦前までの森林整備等の状況

(江戸時代まで)

我が国では、古来、森林資源を建築用材、薪炭等の燃料、農業用の肥料、家畜の餌等として利用してきた。これに対し、森林整備の取組は、造林の記録が断片的に残ってはいるが、その多くは川岸や海岸を守るためのものや、建物、街道、村落の周辺の防風や美観のためのものであった。

江戸時代を迎える頃になると、人口の集中した江戸や大坂等の大都市で城郭や寺院をはじめとする建

築用の木材需要が増大したこと等から、全国各地で生活用、農業用、建築用等のための森林伐採が盛んに行われるようになり、森林資源の枯渇や災害の発生が深刻化するようになった。

このため、幕府や各藩によって、森林の伐採を禁じる「留山」^{とめやま}が定められるなど、森林を保全するための規制が強化されたが、あわせて、公益的機能の回復を目的とした造林も推進されるようになった。寛文6(1666)年に幕府が発出した「諸国山川掟」^{しよこくさんせんおきて}では、森林開発の抑制とともに、「川上左右之山方木立無之所二八、当春ヨリ木苗ヲ植付、土砂不流落様可仕事(川上の左右の山で木立ちのないところには、今年の春より苗木を植えて、土砂の流出が起きないようにすること)」として、河川流域の造林を奨励している。また、林政に関する優れた論者も現れ、治山治水の考えに基づく土砂流出防止林や、水源涵養林、防風林、海岸防砂林等が各地で造成された。

また、大都市等での需要に応じ、木材生産を目的とする造林も行われるようになった。大都市に近く河川での流送の便が良い地域では、造林を伴う本格的な民間林業が発達し、現在に至る林業地が形成さ

コラム 「国の宝は山也。山の衰えは則ち国の衰えなり。」(江戸時代の林政論)

江戸時代には、森林の荒廃による森林資源の枯渇や洪水等の深刻化を受け、領主階級のための「林政論」が唱えられ、実際の政策にも大きな影響を与えた。

江戸時代初期の秋田藩家老^{しぶえまさみつ}江政光は、その遺訓で「国の宝は山也。然れ共伐り尽くす時は用に立たず。尽さざる以前に備えを立つるべし。山の衰えは則ち国の衰えなり。」と記すなど、森林保続の重要性をいち早く主張した。こうした考え方から、秋田藩では比較的早い時期に留山^{とめやま}制度を導入した。

また、岡山藩に仕えた儒学者の熊沢蕃山^{くまざわばんざん}は、「山川は国の本なり。」「山は木あるときは、神気さかなり。木なきときは、神気おとろへて、雲雨ををこすべきちからすくなし。」「木草しげき山は(中略)洪水の憂いなし。山に草木なければ(中略)洪水の憂いあり。」と記すなど、森林の荒廃への対策として伐木の停止、造林、計画的な伐採を説いた。こうした治山治水論に基づき、主に西日本で土砂流出を防ぐ林、東北諸藩で水源涵養林が設定された。

一方、儒学者の山鹿素行^{やまが そこう}は、領主が山林管理体制を確立して計画的に造林や伐採をすれば、山林は藩財政に寄与すると主張した。素行の林政論は、尾張藩^{おと}木曾^{きそ}や弘前藩^{ひろさき}等の林政に影響を与えた。

さらに、森林を区分して順番に伐採して回復を図る「輪伐」や、伐採に際して未成熟な樹木や稚樹は残して天然更新にあてる「択伐」といった考え方が提唱され、18世紀になると単純な禁伐に替わる方法として各地で実施された。

これらは、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、木材等生産機能等を重視して、その持続的な発揮のために森林の整備及び保全を図るべきとする考え方や政策であり、我が国の森林・林業政策の源流であると言える。

資料：徳川林政史研究所(2012) 森林の江戸学, 東京堂出版

東京大学農学部演習林報告, 121, 173-208 (2009)

青森県津軽地方における官地民木林の史的展開過程

赤池慎吾*

The Establishment and the Historical Development of *Kanchiminboku* Forest in the Tsugaru Area of Aomori Prefecture

Shingo AKAIKE*

目 次

1. 問題の所在
 - 1.1. 研究の背景
 - 1.2. 研究の目的
 - 1.3. 研究の方法
 - 1.4. 対象時期と区分
- 注・引用文献

2. 前史：弘前藩における林野制度
 - 2.1. 弘前藩の木材生産
 - 2.2. 弘前藩の林野制度
 - 2.2.1. 御本山
 - 2.2.2. 見継山
 - 2.2.3. 抱山
 - 2.2.4. 仕立見継山
 - 2.2.5. 田山
 - 2.2.6. 野山
 - 2.2.7. 秣場
 - 2.2.8. 館山 (建山, 建林, 立山)
 - 2.2.9. 漆仕立山
 - 2.2.10. 試植林
 - 2.3. 弘前藩林野制度と土地所有権
- 注・引用文献

* 東京大学大学院農学生命科学研究科森林科学専攻林政学研究室

* Lab.of Forest Policy, Department of Forest Science, Graduate School of Agricultural and Life Science, The University of Tokyo

2. 前史：弘前藩における林野制度

2.1. 弘前藩の木材生産

弘前藩の成立及び木材生産の沿革については、すでいくつかの文献及び研究があり、ここではそれについて必要な限り適宜要約するとどめる¹⁾。

1567(永禄10)年、大浦為信(後の津軽為信)が南部勢力を一掃し、1589(天正17)年に秀吉より朱印状を下附され弘前藩の基礎を築き上げた。その後、津軽氏は1869(明治2)年に版籍を奉還するまで12代にわたり津軽地方一円を統治していた。その領土は推定429,993町歩、うち林野面積が67%を占め木材生産は稲作生産と同様に藩の重要産物として位置づけられていた²⁾。

弘前藩成立初期の木材生産は、領内の木材需要に応える御用材生産が中心であった。領主直轄生産による無秩序な伐採は天然林の枯渇をもたらし、いわゆる尽山化現象が深刻化した。4代津軽信政の治世に至り、森林資源回復のための利用規制と造林政策が展開されていく。信政為政下には留山・停止木の設定、盗伐・野火の取締り等の利用規制が強化され、弘前藩林野制度の基礎が築かれていった。同時期には新田開発の一環として津軽半島西岸の海岸防砂林の植林活動が開始され、延長10里・幅1里におよぶ屏風山の造成事業が開始されている。

中期以降は、天然更新に加えて領主直轄による積極的な造林事業が展開され、1693(元禄6)年から1702(元禄15)年の9年間に135万本以上の造林が実施されている。また、この頃より伐出施業に輪伐施業法が導入され、木材生産が回復したといわれている。

このように、弘前藩における林野の管理経営は、強い利用規制と育成的林業の展開により実現されてきた。明治期以降、弘前藩により管理保護された膨大な蓄積を誇る津軽半島のヒバ(ヒノキアスナロ)、南津軽方面のスギは国有林経営の重要な資源として明治政府に引き継がれることとなった。

2.2. 弘前藩の林野制度

官地民木の成立過程を明らかにするためには、弘前藩における林野制度の概略を示す必要がある。本稿では、林野庁(編)『徳川時代に於ける林野制度の概要』³⁾(特に出典を断らない限りは、同資料に拠っている)に依拠して、弘前藩林野制度の概略を示すと共に、管理収益の主体を林野庁(当時の山林局)がどのように把握していたかに焦点を当てる。

2.2.1. 御本山

弘前藩の森林面積の大部分を御本山が占め、藩は81ヶ山⁴⁾を五大区域に分けて管理経営していた。御本山の管理保護は山奉行以下の山方役人がこれにあたり、取締りは山方締役及び山役人が実施していた。

1798(寛政9)年、藩は山林事務の大改正を行い、御本山並びに田山・館山・仕立見継山は山役人と山下村々が相互に取り締まることとなり、山下村々は五軒組合を組織し連帯責任で藩より委任された御本山の保護管理が命じられた。隣保共助を原則とする五軒組合による御本山の管理は大きな効果を発揮したといわれている⁵⁾。

御本山の伐採制度は留山と明山に明確に区分され、前者は飢饉等の緊急の場合には御救山として開放されたが、それ以外は原則禁伐林である。留山における伐採・採草は厳しく取締りが行われ、留山の停止木⁶⁾を盗伐した者は村追放に処された。また、留山内で柴薪を採取した者だけ

農林省編纂

日本林制史資料 秋田藩



印刷局内閣朝陽會發行

大旨覺

山林之儀積年剪盡し不至り不毛之山のみ多く相成候由尤其所ニより耕作草飼等之要
 所可有之候へと下筋え高不足之在處勝と聞得候得え強テ其沙汰も不可依偏ニ人
 足のため取立行届かね候カ別る北野金光寺野の曠野之如きは委柏雜木之類植立置候
 へ自然村居取立候發端とも可成且此度巡覽之内にも阿仁より比内立越候大野岱と
 唱候平原數里ニ及廣大なる事ニ候右等之所指考候る先年之通り牧取立とも田畑ニ遠
 候得え可然哉ニ候其節郡方吟味役へも粗噂いたし候事ニ候得え心得居候筈ニ候近年
 諸産取立と號し候内如何敷事も相聞得候得え其向ふれゐて可遂吟味田畑開發難行届
 山野ニ第一諸木取立追年其功も著敷様いたし度也

九月廿一日

十一月十六日

〔林取立役定書〕

林取立役ニ爲心得申合候演舌覺

一木山近年伐盡ニ相成當時之姿にてハ平年御家中に被渡置候御材木小羽も指支畢竟
 木山方仕法相弛候故中古迄ハ御材木仲出御利潤も貳萬兩程も有之一方御借相立候

委柏類植立

申取立役へ

儀え各被心得候通候御領中三分一ハ御田地三分貳ハ山處ニ相當候程にて御林之儀
 え御田地ニ次候産にて第一水ノ目ニ相成御田地根元にも相立候然ル所近年之姿ニ
 成行候へ自然御國土之盛衰も相係り不容易御事ニ候依て三四年來木山仕法御改正被
 成候右通ニ多御改行届候へ拾五年も過候へ自然中古も復し往々數千金宛御備
 みも可相成第一者各々勤惰ニ相預り候事故是上猶又舊染不相泥御改正之御趣意ニ
 基キ山林守護相立候儀專一出精可被致候以來勤惰取調御賞罰も預候儀ニ可申候ハ
 被仰合候間廻山等無怠被相勤候兼て時々申談候へとも猶又ケ條を以御沙汰之上
 申談候

木山仕法改

山林保護

山林巡廻

一廻山之儀え春秋惣廻山ハ勿論袖所付添等之序にも共向寄不時廻山致六郡諸山之儀
 委曲銘々篤も不心得候てハ不相成候事故ト通之廻山にてハ蔭々之吟味不行届使
 然不埒ニ成行候間蔭々までも吟味行届候様ニ可被致候尤廻山毎度澤峰之字所青木
 雜木之多少山林之盛衰等具テ相考繪圖添書載ニ致可被指出候

一廻山毎度重り候得者村方物入にも相成候事故自然御百姓氣受ケ養不宜山林衰可相
 至候ニ付廻山之節土産物等を始村々人馬宿々賄等も至迄村方費も不相成候様心付
 御改之御趣意ニ不具候様ニ可被致候

一麓村之人氣ニ従ひ如何様にも申諭林立候様可被致候

【公益社団法人 大日本山林会所蔵】

(行發回一月每)(可認物便郵種三第日六十月一年七廿治明)

大日本山林會報

號六十二百二第

行刊日五十月十年四十三治明

次 目

- ◎寫眞版數葉
- ◎大日本山林會第十四回總會并有功章贈與式記事
- ◎大日本山林會第十四回總會演說筆記
- 青森縣の森林……特別會員林學士 道家 充之君演說 一八
- 衛生上より植物を觀察して光線の作用を論ず
- 森林行政一斑……特別會員 醫學士 竹中 成憲君演說 二七
- 林政一斑……衆議院議員 醫學士 田中 喜代次君演說 三一
- 森林觀察旅行に就ての注意……特別會員 醫學士 工藤 行幹君演說 三六
- 熊野の林業……特別會員 林學士 後藤 房次君演說 四三
- 伐木運材の官行事業と民業……特別會員 仙田 桐一郎君演說 六一
- 將來に於ける木材の需要供給を論ず……特別會員 林學士 川 善太郎君演說 七二
- 森林と鐵道……特別會員 醫學士 石川 石代君演說 八四
- 林業の進歩を就し併せて望蜀の感を述ぶ……特別會員 高橋 琢也君演說 九〇
- 木材に藥液を浸潤する新法……特別會員 醫學士 志賀 泰山君演說 一〇一
- 北海道造林會社の事業に就ての注意……特別會員 醫學士 白 仁 武君演說 一〇六
- 地方林政に就て……特別會員 林學士 齋藤 音 作君演說 一〇七
- 日本の林業に就て……トクトル 本多 靜一君演說 一二九
- 外國樹種の造林……林學博士 本多 靜一君演說 一二九
- 森林副産物としての芻運特別會員 中村 三郎君演說 一三九
- ◎内眞部國有森林視察旅行記
- ◎大日本山林會第十四回總會へ寄付金決算○同會員入夫寄付者姓名
- ◎同出席者姓名○森林視察旅行者姓名○同總會へ陳列品目錄
- ◎商況 明治卅四年七月中央森林關係產物輸出入港別表

大日本山林会報第二百二十六號

尙ほ終りに蒞んでチヨツと申したいことがあります、此青森縣のヒバの林と云ふものは木曾の扁柏、秋田の杉と共に本邦三大美林の中に數へられて居る、最も青森のヒバは天然林であるから極く不規則に生へて居る、奈良などの人造林のやうではない、古い木もあれば若い木もあるやうになつて居る、極く小さな陸樹であつて日光に當らぬでも耐える木であるから下に枝が落ちないで澤山着いて居る、それで杉のやうなものは日光に當らぬ所は枝が落ちますから下から見ると立派であります、青森のヒバは杉から比ぶると立派でない、尙ほ今日はマダ手が十分届かぬから林相が美になつて居らぬ、極く粗末で見苦しい、併ながら青森のヒバが三大美林として誇る所は天然林の大量積と、殊にヒバの木の性質が殆ど扁柏に劣らぬ立派な木とである、此ヒバが一般に擧つて居る所が美事なのである、尙ほ之に就ては森林旅行をして御覽になり、或は後藤林學士が森林旅行の説明をされますからそれで分ります

斯の如くに青森縣の森林は日本の大美林として立派であるのは無論是まで交通が不便であり、或は人口が少い爲に濫伐の弊を免かれた結果で今日立派であるが、能く本に廻つて考へて見ると、津輕藩或は南部藩の林政が整つて居つたのである、殊に津輕藩の林政は最も有名な立派なものであります、今津輕藩公が此青森縣の森林に十分意を注いだ一例を舉れば丁度天和の頃……即ち二百年前青森の英主と言はれた津輕信政公の舊記に斯う書いてある、「我一門に對して大切な事三つあり、第一は家運、第二は土佐守、第三は山なり、此三つが一番大切である、此家運嫡子などは誰も知つて居るが、第三の山には意味がある、人は五行を以て立つて居る、今日五行を缺けば一日片時も立たざるなり、其中火は第一なり、火は獨で立たぬ、木に由て立つ、木は人の身體なり、木の大きくなるのは心を用ゐるにあら

大日本山林会報第二百二十六號

り、斯う云ふ御意でありました、山は三つの中で最も大切なものである、斯の如くに舊來津輕藩公は深く意を森林に用ゐられたものである、それは時々盛衰もありましたらうが、兎に角大體林政に就ては意を用ゐたものであります、それが爲に今日三大美林として誇る森林が存在して居るのである、今日諸君が是だけ御集りになつたのも津輕藩公の御蔭である、又青森縣は米の收穫が七十四萬石あるが、此米も全く津輕藩公の御蔭である、今の藩主の金言の中には森林の直接の利益のみにては其間接の効能は擧げてないが、兎に角二百年前の藩公が斯の如く森林を大切にされたのは餘程卓見であります、我々青森の森林に従事する者は深く藩祖の金言に就て十分意を用ゐて森林を保護し改良して需用の途を開き、さうして青森縣の森林をして歐羅巴諸國のやうに一町歩十圓の純收入があるやうにして國家の一大富源にしたいと考へます、斯の如くに青森縣の森林を改良し需用の途を開き國家の一大富源とするに就ては特別經營を十分やつて行かねばならぬ、マダ私は御話をしたいこともありますが時間もございませぬから是で御免を蒙ります(拍手)

衛生上より植物を觀察しての光線の作用を論ず

醫學士 竹中成憲君演説

私は竹中成憲と申しまして當地の公立病院長でございますが、醫學以外に就て何も知つたこともございせぬ、今日の如き御盛會に御話するのは如何と存じましたが、後藤林學士からタツと云ふので植物が、衛生上に関して居ることを少しばかり御話致さうと考へます、斯う云ふ席では成るべく短いのを

農林省編纂

日本林制史資料 弘前藩

印刷局内朝陽會發行

林 8462
昭和七
三十三

付度奉伺之旨申立候付、艱負に達彌山奉行對談之上申付候様ニ被申其段万右衛門に申遣之右書付ニ多勘定奉行に遣之

四月十七日

〔寶永四年日記〕

一 御目付方よぞ申立候者、

燒御印板札之覺

袖取右者山方加役之御物頭に渡申候

御運上札是ハ御城付御物頭中に渡り申候

夜中通札男通札、女通札、

右三品ハ御留守居組頭に渡り申候

四月二十六日

〔寶永四年日記〕

一 山本三郎左衛門小山内新右衛門申立候者飯詰御留山當年迄三拾年餘罷成候處近年盜種多人候付諸材木山役人共押置申候尤當年ハ別多山方吟味申付候處今度右山所

見分之上申立候者右御留山之内より雜木伐出申候付事之外柏痛ニ罷成共上雜木取候山子共入込檜小角小丸太垂木類盜出荷出或馬附仕夜中盜出尤平物大角物ハ雪之内雪船引ニ仕候様相見得申候由依之申上候、前々何方ニ多茂檜御留山之内雜木伐取候儀御停止御座候付、右御留山雜木一切伐之申間敷之旨山役人共ニ申付候此段御斷申上候則郡奉行に差被仰渡被下度奉存候

一 山役人共よぞ口上書并右御留山ノ盜木見出書付共左申上候、

一 檜二間丸太 二拾一本

一 同木九尺丸太 六本

右之通飯詰村領御留山とち澤ふと澤合之長根盜伐候由、山役人工藤万左衛門三上吉兵衛阿保金十郎見當同村庄屋預置候由申立候尤御留山左之通申立候

一 作左衛門澤 御留山

一 花澤 右同斷

一 石野砥野澤 右同斷

一 とち澤 右同斷

一 ふと澤 右同斷

右之澤々者飯詰村領先年よぞ御留山被仰付候得共雜木之分者御免被仰付候之故在

燒御印板札

々之者殊外槍箱ニ有最早雜木伐取荒雜木共御留山被仰付候之ハ、可然旨、山役人申立候付三郎左衛門新右衛門書付相添差出候付、郡奉行ニ兪議申付候處、左之通代官書付ニ有差出候者飯詰槍御留山之内、作左衛門澤花澤右野砥野澤とち澤木動澤右五ヶ所雜木御留山被仰付候、村々之者共薪取差支申候、尤八ヶ所有之候小澤御座候得共、柴立ニ有右之五ヶ所之澤計不斷薪取申候、此以後雜木御留山被仰付候、者金木山ニ罷越候外ニ無御座候、尤飯詰村百姓之内五人諸郷役御免ニ有山守一役相勤申候、右五人山守共折々相廻勿論山役人不斷二人宛罷在候、隨分兪議仕候ハ、盜木有之間敷候間、雜木御免奉存願候趣、委細書付并山之圖共差出之、

一 右書付代官今左衛門對馬嘉茂助差出候付、郡奉行添書ニ有申立候者、

飯詰山槍雜木立五ヶ所、只今迄槍者伐取候之儀、御停止被仰付之雜木者御留山ニ無御座候之處、此度御山奉行よ、申上候ハ、槍小角丸太垂木類夜中盜出平物大角物者雪之内雪船引ニ仕相見得申候、由ニ有雜木共御留山申立候書付御渡被遊候付、兪議仕候處、近年ハ雜木山伐段々伐盡、飯詰山よ、上二者只今杭柴薪切可申山所、無御座候之故、中通藤崎組よ、下五六ヶ組、用水堰普請柴杭、此度御山奉行御留山申立候、飯詰山ニ罷越取出申儀、御座候處御留山被仰付候ハ、數百ヶ村之者共迷惑仕候、右山方之儀ハ、代官申立之通、山役人二人不斷飯詰村罷有、其上山守五人諸役御差引ニ有相勤申候之、

間敷度相廻目繼仕候ハ、狼盜取候儀、成衆可申候、其上ニ有槍盜取候ハ、山役人并山守四五人、為加勢被仰付目繼仕、之、只今迄之通、雜木伐候様被仰付度之旨申立候付、則山奉行郡奉行代官、山役人書付、親負ニ違候之處、郡奉行代官申立之通、薪山遠所、殊百姓雜儀、可申候間、勘定奉行裏書之通、雜木赦免可申付候、山役人見出木者、庄屋預置候之由ニ候間、重多在、道橋堰普請入用相渡候様、是又勘定奉行裏書之通り、可申付候旨、被申共、段山奉行并郡奉行ニ、為申遣之、尤書付ニ有勘定奉行ニ、遣之、

五月十二日

〔寶永四年日記〕

一 對馬乃右衛門申立候者、

松仕立高無
柳ヶ窪村 吉右衛門
同 村 彦十郎

右兩人數年情を、出相勤候、午年よ、松仕立被仰付、松拾五万本餘、柳窪村領大釋迦村領山諸木相守申候、然者、只今一切給物無御座候間、右二人、御米三俵宛被下置候様ニ有申立候付、平右衛門ニ、申達當分一俵宛相渡候様ニ有被申共、段乃右衛門ニ、申遣尤書付ニ有勘定奉行ニ、遣之、

寶永四年四月 五月

御飯詰山槍雜木立五ヶ所、只今迄槍者伐取候之儀、御停止被仰付之雜木者御留山ニ無御座候之處、此度御山奉行よ、申上候ハ、槍小角丸太垂木類夜中盜出平物大角物者雪之内雪船引ニ仕相見得申候、由ニ有雜木共御留山申立候書付御渡被遊候付、兪議仕候處、近年ハ雜木山伐段々伐盡、飯詰山よ、上二者只今杭柴薪切可申山所、無御座候之故、中通藤崎組よ、下五六ヶ組、用水堰普請柴杭、此度御山奉行御留山申立候、飯詰山ニ罷越取出申儀、御座候處御留山被仰付候ハ、數百ヶ村之者共迷惑仕候、右山方之儀ハ、代官申立之通、山役人二人不斷飯詰村罷有、其上山守五人諸役御差引ニ有相勤申候之、

松仕立高無
下米共被

【公益社団法人 大日本山林会所蔵】



し斯く氣を付て逐次に進めは五十年間脂を取り得べし然後は伐木して流動瀝青を取るなり

右は生木より永年松脂を取る法なり若し少じのこどにて枯れる木なれば遠慮なしに根元のみならず周りに何所もなく疵を付けし此法ハ木を枯し盡す法なり疵の敷をふやして枯れるまでなすべし此法は多く木の盛に生長する時に施すものなるか故に木質を良くす併し是れは無理に木に質を入らするが故に種子は自然に成木する者よりも良らず右の兩法共に左の三種の産物をなす

第一軟脂は壺へ流れ込みたる者第二ガリホ堅脂に皮を剥きたる處へ汁の如く出たる松脂第三はペラムガリボトに芥の交りたる松脂

右は取りたるばかりの物にして製すれば粘膠物も油も的烈並堅瀝青流動瀝青等を得るなり

○舊秋田藩山林制法及慣例(七縣十八種十九業別報第十)

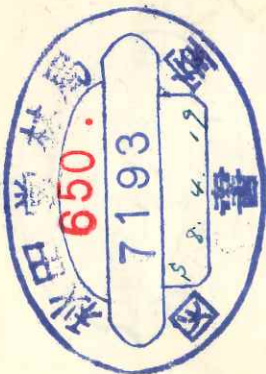
舊來本縣山林の隆盛著大なるは世人の知る所にして談偶々山林の事に及へば即ち本縣の盛況を稱達せざるはなかりき斯る名聲を博したりし山林も維新後

濫伐^{（濫）}容^{（容）}りに行はれ今は只官有山のみにして民有林に至ては到る處多くは薪山
 ならざるはなし誠に慨嘆に堪へざるなり而して舊時其旺盛を極め秋田山林の
 名聲を博したる者は偶然にあらず舊秋田藩に於ては山林の制度頗る嚴肅にし
 て植伐共宜しきを得加ふるに人民も亦能く愛林心に富みたりし所の結果なり
 然るに維新後百度弛廢に際し自然人民の愛林心をも消滅し單に眼前の小利に
 汲々し植伐共營を得ざるより今日の衰況に至りしものならん今や固より時勢
 變遷せし故當時の如き嚴法を以て束縛するを得ざるも人民は當時の愛林心を
 喚起し林相をして舊に復せんことを努めざるべからず偶々舊藩山林制度の古
 舊を緜き大に感ずる所あり因て茲に其制度及慣例の要を摘録して參考に充つ
 官林の制 秋田藩官林の取扱方は勘定奉行吟味役林取立役木調役等の吏員を以
 て木山方を構成し管内六ヶ所に木山役所を開設し御北郷角館町雄勝郡湯澤町秋平
 郡田六所町全土地の便宜によりて所轄を區別し林取立役等分派して播種栽培伐
 木監護等の事務を主擔す然とも鑛山に於ては其近傍の官林を區分して山領或は
 銅山掛山と稱し鑛山に係る所用木は木山方吏員中より派遣して之れを分擔せし

めたるものなり○官民林を區別せし年代詳めならず一説に昔時は總て官民の別
 あらず只伐木に際し官民折半して其利を分有せりと云ふ其後官民の所有を區別
 し（年代）官林を分て二種とす一を御直山と云ひ二を運上山と云ふ御直山は良材森
 列のヶ所なり但し此内種々の慣例ありて或は雜木と雖ども一切斫伐を禁じたる
 ヶ所あり又麓村にて薪炭材を仰くものあり或は麓村の内田圃確確にして收穫不
 充分のヶ所の如きは無代を以て薪炭木を下渡し發賣營業を許して貢租の不足を
 補はしむるものあり然れども楓樺桂栗朴桐菩提樹等の諸木は留木と稱して容易
 に拂下を許さる習慣なり又運上山は米金を徵收して雜木柴草の芟伐を許可す
 るものなり○民林にして其土地と樹木とを併せて之を獻納せし者並に忠臣植立
 と稱し私費を以て官林部内に各種の樹木を栽培して之を獻納する者へは其功勞
 の多少により士族の族籍に列じ或は苗字帶刀を許し以て之を賞するの例なり○
 又人民の請願にして官林部中或は官地を借り私費を以て植樹を爲したる者は之
 を三分杉又は取分け林と稱し三官七民の法を以て其利を分與するの慣例なり即
 ち方今の部分木法に同じ

農林省編纂

日本林制史資料 秋田藩



印刷局内閣朝陽會發行

二月十九日

〔御判紙之部〕

覺

費買上直段

- 一 仁別山々剪出候薪納壹釜ニ付極印銀拾匁宛伐子ともニ被下候、御買直段、
 - 一同納壹釜ニ付極印銀八匁宛御公儀ニ差上伐子共ニ釜木ニ被下候直段、
- 右之通相定候間可有御勘定候以上、

西二月十九日

右衛門

出 伊 兵 衛 殿

山 方 長 左 衛 門 殿

九月八日

〔御判紙之部〕

小阿仁山ニ多諸材木取候儀ニ付被仰渡候次第之事

小阿仁山ニ多諸材木取候儀ニ付被仰渡候次第之事

- 一 小阿仁山ニ多秋田分之者諸材木板垂木等ニ至取候儀一切停止之事、
- 一 右同山ニ多薄小羽取候儀ハ有免之間、如每度取久保田ニ出商賣可仕候但新規之山守を付置候間、薄小羽外ニ何木ニ多も小阿仁山中ニ取出し申はしく事、

山子自分賣材木伐

- 一 小阿仁山代ニ仁別山被明置船越御入付材木可被仰付候、山子自分之拂材木一切停止之事、

十歩一役

- 一 薄小羽之裏、仁別山ニ多取候木於有之ハ勝手次第之事、
- 一 山子自分之賣材木ハ雜木ニ多仁別山岩川山馬場目山中津又山其外小阿仁山之外ニ取出し、給人百姓町人望次第商賣可仕候但船越仁別於兩所十歩一役可差上事、

一 杉檜木ハ仁別山之外岩川山馬場目山中津又山を被留置候事、

一 羽板取出候儀停止之事、

一 右羽板之儀、料板仁別ニ取出し勝手次第商賣可仕候、船越仁別兩所を出し候ハ、拾歩一役可出之、陸付みて久保田ニ出候ハ、役可有赦之、板長サ六尺五寸幅ハ木有次第、但裏判ニ多可出之事、

一 丈木垂木厚小羽仁別山ニ取、如前度之山子勝手次第久保田ニ出商賣可仕事、

百姓屋作杉檜木

一 自今以後百姓屋作杉檜木停止之事、郷廻衆を以可相調之申立品ニより赦免之者ニハ裏判を以可出之、但小羽垂木ニハひい免許之事、

右之通村々百姓共此旨急度可相守之、若違背之者於有之者當人ハ不及申其所之肝煎可被行曲事もの也、

寛文九年九月八日

寛文九年九月

大正六年

施業案
圖簿及說明書類

永久保存

二三號二

青森大林区署

回議用紙(本署用) (帖)

大正六年十二月卅日 大正

完結

六年 業 第 一 一 七 號

接受 大正 六年 七月 九日
起案 大正 六年 七月 二十七日

淨寫

校合

施行

接受ヨリ
起案マデ
ノ日數

一九日 主査

7 27
28 6

月

日

署長



林業課長



施業課長



課長

做該事業區施行方針書ノ件

山林局長

做該事業區施行方針書ノ件

係安林ニ係リテハ 別紙 理據ノ通 其ノ指主 施業方

以其他 冬考 予 以 考 付 以 書 江 述 合 採

編纂 見出 番號
月 日完結 號
三

第
二
次
檢
訂

飯
詰
事
業
區
施
業
案

檢
訂

方
針
審
議
案

併掲工上高混淆部合ハ初積率ニヨリ林齡ハ各林
 分ノ主ナル樹種ニシテ表示スルコトトシタリ
 本業ハ大正七年度ヨリ良行ノ豫定ヲ以テ調査セ
 リ從テ大正五年度及六年度ニ属スル所伐造林等
 各種事業豫定業ハ其ノ豫定通り履行セラルル
 モトニテ立案セルヲ以テ不実行変更追加等ニ
 ヨリ生ゼシ異動ハ之ヲ照査簿又ハ沿革史ニ記載
 シ換前ノ炭ヲ整理セラレシコトヲ期ス

~~第一節 森林保護ニ関スルコト~~
 既往ニ於テハ津輕藩林制ノ嚴峻ナリシタメ盜伐
 スルモノ少カリシモ其ノ後廢藩置縣ノ際一時苛
 落民ハ園有林ニ入りテ各自欲スル炭ニ隨ヒ良
 材ヲ盜伐シテ彼等ノ所要ヲ満タシタリシモ其ノ後
 林區署設置以來極力之カ防止區正ニ努メタル
 結果大ニ面目ヲ新ニシ現今ハ殆トシテ六ノ跡ヲ絶

クニ至リ高一不良ノ徒ニシテ盜伐ヲ敢テスルモ
 ノアルモ何レモ貧困者ノ自家用々材ノ料ヲ得ニト
 スルモノニシテ其ノ量ノ如キ極メテ僅少ナルモノナ
 リトス以上ノ如クニシテ本事業區ニ於ケル人馬ノ害
 ハ漸次減少シ園有林管理上ニ於テ益々良好ナル結
 果ヲ呈シツツアリ其ノ他天然ノ害トシテハ特記ス
 ルモノナケレトモ火災等ニ関シテハ常ニ局ニ當ル
 テ注意監視ヲ要スヘキモノアリトス

今過昔ノ被害高ヲ表示スルハ次ノ如シ

年度	初獲價		初獲價		初獲價		初獲價		初獲價		初獲價	
	松	杉	松	杉	松	杉	松	杉	松	杉	松	杉
四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
元	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

大正六年

施業案
圖簿及說明書類

永久保存

二三號二

青森大林区署

國議用紙(本署用) (幅)

大正 第六年 第四一三五號

大正 六年 五月 十八日

接受 未正 年 月 日

起案 大正 六年 五月 十八日

接受マデ
起案マデ
日 數

寫淨

合校

行施

月 日

完結

大正六年五月十八日

署長

林業課

林務課

施業案係
造林係
利用係

土木係
管理係

立案

內務部第五之事業區檢訂施業方針確定、義付報告、

大正五年及內務部第五之事業區施業方針審議、上別冊、通

確定候ニ付施業案規程第九十一條ニ依リ施業計畫圖

添付及報告候也

見出	編纂	月	日	完結
番號	號			號

第二次檢訂

內真部
第一

事業區
施業

案檢
審議案

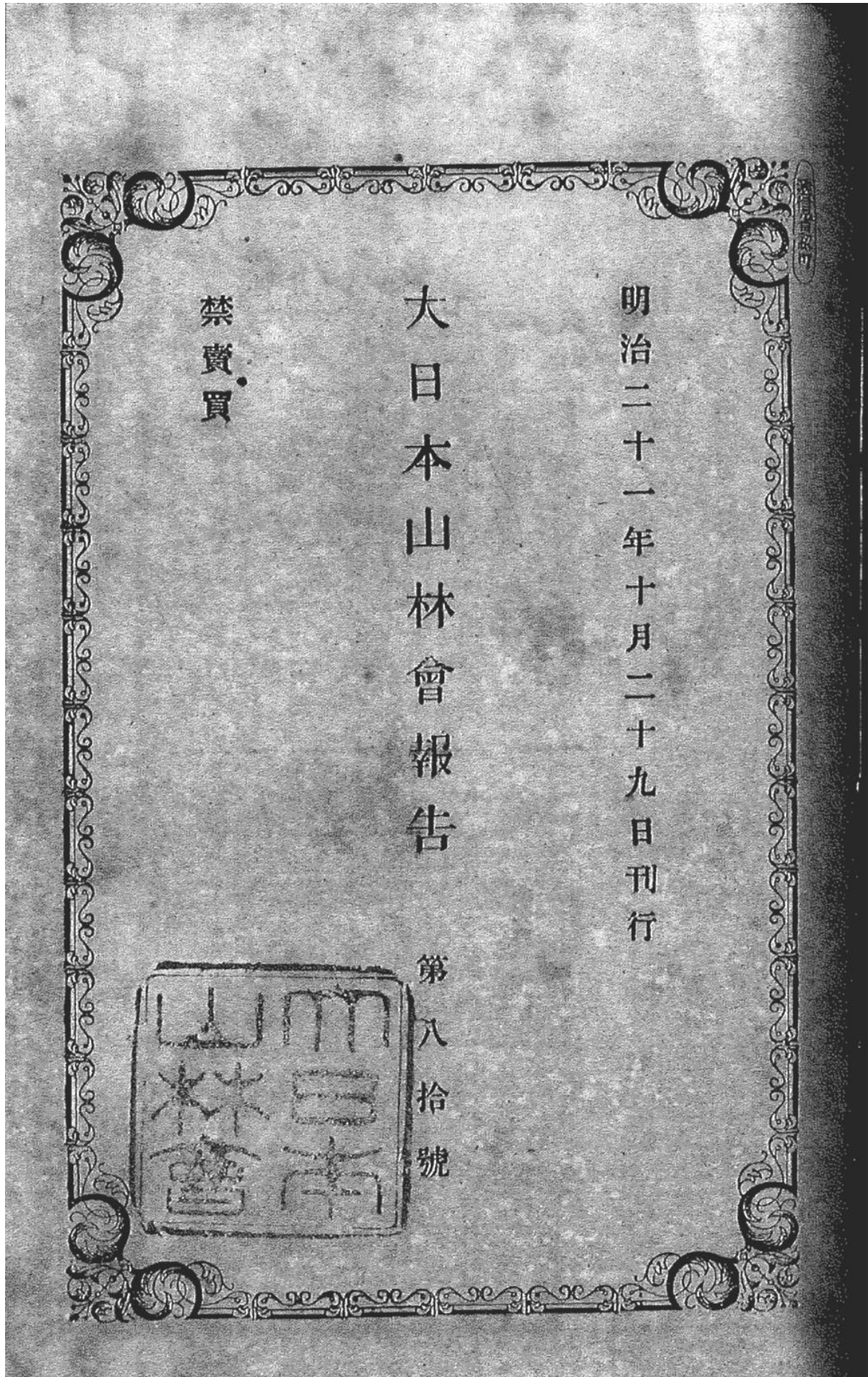
方針

茅 = 節 林 况

本 筆 業 意ハ 植物 帶止 温帯 北部ニ 位シ 其大半ハ
 唯 僅カニ 立 白 町 歩ニ 過キ 而シテ 其天 然ニ 發
 生セ ル 樹 種ヲ 尋ラレハ 針 葉 樹ハ 独ニ 公ニ 之ラ
 少 許ノ あり しか 末 一 町 存スル 三 洞 葉 樹ニ アリテ
 ハ 亦 不 少ニ 在リ 然レ 亦 等ニ 之ラ 貴重 樹種トシテ 之
 リ 味ハ 之ハ 之ニ 似ル 等ノ 京 生セル 至ノ 了ル
 毛 其 数 量 寡 少 ナリ ト ス
 今 此 等 樹 種 分 布ノ 状 態ヲ 觀
 概 不 良 有 地ニ 接スル 部 分ハ 柴 地 若クハ 林 相
 雜ニ 壯 念 樹 林ニ 之ラ 何 尋 林 相ノ 見ル 一キモ
 ナリ 又 地 元 部 落 埃 草ノ 慣 行 地 々々 未 立 木
 枝 疎 次 懸 理ヲ 邊 々 今 々 残 存スル 所 少ナリ
 疎 地ト 共ニ 造 林ヲ 企テ 之ラ 一 々 其 他ハ

殆 ント 公 林ニ 之テ 其 間ニ 雜 木ノ 散 生スルモノ 或
 高 部 圍 生セルモノ 之ヲ 除キテハ 全ク 公 林ヲ ナシ
 其 良 好ナル 生 育ト 蓄 積ノ 豊 富ナル 實ニ 天 賦ノ 宝 庫
 ！ 称スルニ 實ニ 本 筆 業 意ニ 於ケル 公 林ハ 内 真 部
 茅 = 筆 業 意ニ 於ケルモノト 共ニ 其 美ヲ 天下ニ 謳 歌
 セラレタルモノ 維 新 后 林 制ノ 一 時 弛 廢セルト 不 材
 利 用 増 進ノ 結 果 斧 鉞ヲ 加ヘラシ 激 次 鬱 閉 破レ 林
 下ニ 雜 樹 發 生スルカ 或ハ 小 柴 灌 木 類ノ 侵 入ヲ 見
 ルノ 状 態ニ 之ラ 現 時ニ 於テハ 美 林トシテ 認ム
 キモノ 少ナキニ 到レリ 然レ 且 猶 内 真 部 川 流 域
 川 沢 中ノ 沢 邊ノ 沢 (ノ 89 林 班) 或ハ 瀬 戸 子 川
 疏 域 (4/ 幻 似 球 班) 等ニ 於テハ 鬱 蒼タル 林 相
 樹 形 整 正 生 育 佳 良ニ 之ラ 昔 時ノ 美 林 々々 之ラ
 從ハ 之ニ 似ルモノアリ
 本 筆 業 意ハ 公 林ノ 守 心 御 出ニ 之テ 津 野 脊 梁 山

【公益社団法人 大日本山林会所蔵】



し斯く氣を付て逐次に進めは五十年間脂を取り得べし然後は伐木して流動瀝青を取るなり

右は生木より永年松脂を取る法なり若し少じのこどにて枯れる木なれば遠慮なしに根元のみならず周りに何所もなく疵を付けし此法ハ木を枯し盡す法なり疵の敷をふやして枯れるまでなすべし此法は多く木の盛に生長する時に施すものなるか故に木質を良くす併し是れは無理に木に質を入らするが故に種子は自然に成木する者よりも良らず右の兩法共に左の三種の産物をなす

第一軟脂は壺へ流れ込みたる者第二ガリホ堅脂に皮を剥きたる處へ汁の如く出たる松脂第三はペラムガリボトに芥の交りたる松脂

右は取りたるばかりの物にして製すれば粘膠物も油も的烈並堅瀝青流動瀝青等を得るなり

○舊秋田藩山林制法及慣例(七縣十八種十九業別報第十)

舊來本縣山林の隆盛著大なるは世人の知る所にして談偶々山林の事に及へば即ち本縣の盛況を稱達せざるはなかりき斯る名聲を博じたりし山林も維新後

濫伐^{（濫）}容^{（容）}りに行はれ今は只官有山のみにして民有林に至ては到る處多くは薪山
 ならざるはなし誠に慨嘆に堪へざるなり而して舊時其旺盛を極め秋田山林の
 名聲を博したる者は偶然にあらず舊秋田藩に於ては山林の制度頗る嚴肅にし
 て植伐其宜しきを得加ふるに人民も亦能く愛林心に富みたりし所の結果なり
 然るに維新後百度弛廢に際し自然人民の愛林心をも消滅し單に眼前の小利に
 汲々し植伐其當を得ざるより今日の衰況に至りしものならん今や固より時勢
 變遷せし故當時の如き嚴法を以て束縛するを得ざるも人民は當時の愛林心を
 喚起し林相をして舊に復せんことを努めざるべからず偶々舊藩山林制度の古
 習を緜き大に感ずる所あり因て茲に其制度及慣例の要を摘録して参考に充つ
 官林の制 秋田藩官林の取扱方は勘定奉行吟味役林取立役木調役等の吏員を以
 て木山方を構成し管内六ヶ所に木山役所を開設し御北郷角館町雄勝郡湯澤町秋平
 郡田六所町全土地の便宜によりて所轄を區別し林取立役等分派して播種栽培伐
 木監護等の事務を主擔す然とも鑛山に於ては其近傍の官林を區分して山領或は
 銅山掛山と稱し鑛山に係る所用木は木山方吏員中より派遣して之れを分擔せし

めたるものなり○官民林を區別せし年代詳めならず一説に昔時は總て官民の別
 あらず只伐木に際し官民折半して其利を分有せりと云ふ其後官民の所有を區別
 し（年代）官林を分て二種とす一を御直山と云ひ二を運上山と云ふ御直山は良材森
 列のヶ所なり但し此内種々の慣例ありて或は雜木と雖ども一切斫伐を禁じたる
 ヶ所あり又麓村にて薪炭材を仰くものあり或は麓村の内田圃確確にして收穫不
 充分のヶ所の如きは無代を以て薪炭木を下渡し發賣營業を許して貢租の不足を
 補はしむるものあり然れども槻樺桂栗朴桐菩提樹等の諸木は留木と稱して容易
 に拂下を許さる習慣なり又運上山は米金を徵收して雜木柴草の芟伐を許可す
 るものなり○民林にして其土地と樹木とを併せて之を獻納せし者並に忠臣植立
 と稱し私費を以て官林部内に各種の樹木を栽培して之を獻納する者へは其功勞
 の多少により士族の族籍に列じ或は苗字帯刀を許し以て之を賞するの例なり○
 又人民の請願にして官林部中或は官地を借り私費を以て植樹を爲したる者は之
 を三分杉又は取分け林と稱し三官七民の法を以て其利を分與するの慣例なり即
 ち方今の部分木法に同じ

【秋田県所蔵】



秋田県林業史

下 卷

【秋田県所蔵】

た。

管理の
確立

秋田県における森林の特色は、全国的にみて官林が量的にも、また面積的にも極めて高い位置を占めている。これは、旧藩時代の御直山、社寺有林、あるいは御札山等が、官民有区分によって大部分官林に編入された結果にもとづくものであった。

しかし、新政当初の混乱のため、県内全域に亘って盗伐、乱採放火等が横行したため、当時の吏員はこれらの防止に専心しなくてはならなかった。

明治九年三月には、既に官林監守人制度ができていた。

乙第三十号

府県

官林監守人給料、是迄大蔵省ニ於テ相渡米俵処、昨八年七月以降ハ当省ヨリ支給可致候条、従前引籠置置之分並当省へ申立設置之分共、人名給料並官林個所等取調候米ル四月十五日限り差出可申、此旨相達候事

この布達が各府県へ一斉に出されているが、それにもとづき秋田県では明治十二年五月に次の通達をだした。

甲第八十四号

人民所有地ニ火入之義ニ付、各歳四月中第百三十番ヲ以テ触示候次第キ有之処、今般地理局ニ於テ御書之通官林巡視人及監守人ヲ設置相成候条、火入等ノ節ハ前触示内務省達初項ニ照準連々ナク届出可ク、且官林盗伐人等見当リ候節ハ、右巡視監守人ヨリ、直ニ最寄リ警察署へ引渡候儀モ可有之旨、同局ヨリ照会之候条可得其意此旨布達候事

明治十二年五月八日

秋田県令 石田英吉

それに基づいて、この時官林巡視人を三名、官林監守人五十四名を置いて管理体制を充実した。なお、これより先、明治九年三月には、官林精査のため内務省から調査官が来県し調査をしている。これは、旧藩時代における取締り方法を

調べたものであろう。

かくして、明治前期における林政も次第に体制づけられてきたのである。

その後、明治十一年四月の林区制実施に伴ない、秋田県は第二大林区（九中林区よりなる。）の中に入り、能代中林区、御物中林区が置かれた。

さらに、能代中林区には雪沢・阿仁・仁綱・久保田の四小林区、御物中林区には河辺・角館・湯沢・本庄の四小林区が置かれるなど（内閣文庫『山林局第一回年報』）管理体制も次第に充実してきた。

第二節 国有林の管理

明治年代より
大正末期まで

国有林の保護管理体制が確立してくるのは、明治十九年四月に林区署官制が制定された時からであって、これにしたがい、その六月には秋田大林区署が設置された。これによって、秋田山林事務所
で取扱っていた山林業務は、そのまま秋田大林区署に引きつがれることになった。

県内の官林は国有林となり、地方管轄出先機関として「長木沢、早口、羽根山、仁別、岩見の五小林区署と、五十目、小掛、藤琴、沖田面、岩瀬（のち扇田に改める）、花輪、埴、角館、六郷、湯沢、本庄の十一派出所が置かれ、管内の業務を取扱うことになった」（秋田県史編纂部編）。

小林区署と派出所は同一の事務を取扱ったが、経費その他の関係上、小林区署の設置をなし得なかった箇所を派出所としたものである。しかし明治二十三年（一八九〇）、これら派出所のうち本庄だけを廃止し、他はこれを廃止して、新たに十七小林区署と三十七の保護区を設置し、結局小林区署二十二、保護区四十四に整理された。そして大正十三年十